

「令和5年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和5年度設計業務委託等技術者単価について」（令和5年2月14日付け、土技第1454号）により、令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和5年2月14日付け、土技第1457号）により、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和5年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」（令和4年2月18日付け土技第1405号）において定められた設計業務委託等技術者単価及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和4年2月18日付け土技第1403号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

別 表

(1) 土木設計業務等委託契約書 第62条

(2) 建築設計業務委託契約約款A 第62条

(3) 建築設計業務委託契約約款B 第61条

(4) 建築工事管理業務委託契約約款 第49条